

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年8月まで

私は、結婚して間もない昭和41年1月に、旧A町役場で国民年金の加入手続を行い、38年10月から40年12月までの国民年金保険料として3,000円を役場の職員に手渡し、預り証を受け取った。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和39年9月から平成14年7月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和38年10月から40年12月までの国民年金保険料相当額として3,000円を受領した旨の記載がある預り証を所持しており、B市（旧A町）に照会した結果、「当該預り証は、申立人から国民年金保険料を受領した際に、旧A町国民年金係が作成したものと思われる。」と回答している。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月26日に払い出されていることが確認できるところ、この時点で納付可能な期間を含む38年10月から40年12月までの期間の国民年金保険料額は2,700円であるものの、39年9月から41年3月までの期間の保険料額1,900円と申立期間を過年度納付した場合の保険料額1,100円を合計した保険料額3,000円は、申立人が所持する預り証に記載されている金額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私は、A市からの納付勧奨により国民年金に加入し、20歳までさかのぼって保険料を納付するように言われたので、何回かに分割して納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納がなく、当時、同居していた申立人の母親も、国民年金加入期間を通して保険料の未納が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日から、昭和46年10月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立期間当時、A市の本庁舎内に金融機関の窓口があったことが確認でき職場に近い本庁舎で申立期間の国民年金保険料を分割して納付したとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市には、申立人の国民年金被保険者名簿が保存されておらず納付記録は確認できないものの、申立人が昭和48年10月に転入したB市において保管されている申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料が納付済みと記載されていることが確認でき、A市の納付記録を基に作成されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社B支店の事業主は、申立人が主張する昭和20年10月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年9月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年4月までを70円に、同年5月から22年4月までを90円に、同年5月から同年8月までを150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月8日から22年9月28日まで

私は、終戦により復員後、父の上司に要請され、申立期間において故郷に近いA社B支店で勤務した。

厚生年金保険に加入していないはずはない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びA社（現在は、C社。以下同じ。）が保管している人事記録により、申立人が申立期間当時、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和20年10月8日として、ほぼ同時期に入社したとする元同僚と連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（25.7検認済み）において、当該元同僚には、厚生年金保険被保険者記録が記載されていることが確認できるが、申立人の名前を確認することができない上、当該元同僚の直前の健康保険証の記号番号が多数欠落していることが確認できる。

また、当該名簿は書換え後（昭和25年7月検認済みとの表示有り）の名簿

であると推認されるところ、書換えがなされる前の名簿については、社会保険事務所において保管しておらず確認することができない。

さらに、社会保険業務センターに照会した結果、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張及び人事記録から判断すると、昭和20年10月8日に被保険者資格を取得し、22年9月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の人事記録から、昭和20年10月から21年4月までを70円、同年5月から22年4月までを90円、同年5月から同年8月までを150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和34年4月9日、資格喪失日は35年9月20日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月9日から35年9月20日まで
私は、昭和34年4月からA社のB丸で甲板員として勤務していたのに、申立期間の船員保険の記録が無い。
申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び申立人が所持する船員手帳の乗船記録並びに申立人が乗船していたA社のB丸の元同僚の記録から、申立人が申立期間において、同社のB丸に甲板員として勤務していたことが認められる。
また、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者台帳により、申立人の申立期間当時の姓(C)及び生年月日の一部が異なるものの、申立人と類似した未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、A社の船員保険被保険者台帳において、そのほか「C」姓の船員保険被保険者はおらず、同台帳には、申立人が所持する船員手帳に記載されているB丸船長について、その船長の船員保険の記録が確認できる。

これらのことから、当該未統合記録は、申立人の船員保険被保険者記録に相違ないと判断でき、申立人は申立期間において、船員保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者台帳の記録により1万2,000円とすることが妥当である。

大分国民年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 13 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学生であり、平成 13 年 2 月ごろ、A 市から未納となっていた国民年金保険料の納付書が届いた。そこに記載されていた金額が数 10 万円と高額であったため、A 市役所の窓口で国民年金保険料の納付について相談した。

その際、窓口の職員から、申立期間の国民年金保険料は免除にしておくので支払う必要はない旨の説明を受けたが、申請書等の提出は求められなかったため、職員が手続をしてくれたものと思っていた。

今回、私の記録を確認したところ、申立期間は免除ではなく未納と処理されている。A 市職員からの誤った教示により不利益を被ったので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び申立人が所持する国民年金手帳に記載された交付年月日（平成13年2月19日）から、申立人がA市役所を訪れた時期は、平成13年2月ごろであることが推認できるところ、この時点では、申立期間のうち、平成10年5月から12年3月までの期間は既に過年度となるため、さかのぼって当該期間の免除申請を行うことはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除について、申請書等は記載せずA市の窓口の職員から免除手続をしておく旨言われたと主張しているところ、A市に照会した結果、「申請免除は国民年金被保険者からの申請に基づいて処理、審査されるものであり、被保険者からの申請

書の提出が無いにもかかわらず、市が一方的に免除に係る事務処理をすることはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、当時のA市職員が申請免除手続に係る誤った教示をしたことを理由として、申立期間を申請免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時、申立人の免除に係る申請がなされたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時のA市における申請免除手続の教示に過誤があったか否かについて判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から62年12月まで

私は、昭和63年から平成2年ごろまでの間で時期は定かではないが、市役所の職員から学生時代の未納分を一括で納められると勧められて、25万から40万円くらいの国民年金保険料額を支払ったのに申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日及び市が保管する申立人に係る被保険者名簿の付加保険料加入年月日の記録から、平成2年3月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和63年から平成2年ごろの間に申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、昭和63年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を平成2年4月25日に一括で過年度納付しているほか、平成元年度分の国民年金保険料についても平成2年4月末までに現年度納付していることが確認できる。

これは、申立人が主張する納付方法や納付金額とおおむね一致することから、申立人が国民年金保険料の納付期間を誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 480

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年3月まで

申立期間当時、私が勤めていた美容院には厚生年金保険が無かったことから、20歳になった時期に両親が当時経営していた船舶会社の事務員を通じ国民年金の加入、保険料納付の手続をしてくれたと両親から聞いたことがある。

当時は、国民年金に関しては家族全員の分を事務員が手続をしていたと聞いている。保険料納付を証明できる証拠となるような資料はないが間違いなく納付しているはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、当時、経営していた船舶会社の事務員を通じ申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、当該事務員及び申立人の両親が既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿から、昭和48年6月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料は納付できない期間である。

さらに、申立期間において、申立人は住居を異動していないことが確認

でき、申立人に、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から50年1月1日まで

私は、昭和48年7月にA社の社長から声がかかり同社に入社した。経理を担当していたので、厚生年金保険の加入は把握している。

また、歯の治療で通院していたので健康保険証は必要だった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、A社（現在は、B社）に照会した結果、「申立人の在籍時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、元同僚に照会した結果、「当時、会社は、一部の従業員しか厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、申立人及び元同僚が証言するA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数が大きく相違していることが確認できることから、当時、事業主は必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠落も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 10 日まで
私は、昭和 38 年 4 月から A 社 B 出張所に勤務し、申立期間において現場で資材の調達の仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言並びに申立人が保管している当時の資料から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、A 社 C 支店に照会したところ、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明である。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録において、A 社 B 出張所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する A 社工作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険庁のオンライン上の記録と一致することが認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社工作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番はない上、同じ勤務形態の元同僚にも、厚生年金保険記録が無い者や、一定期間、厚生年金保険記録が無い者がいることが認められ、A 社工作所は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 3 日から 40 年 10 月 31 日まで

私は、脱退手当金を請求したことは無いし、もらったことも無い。脱退手当金の支給記録を取り消して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する脱退手当金裁定請求書の事業所名称及び所在地記載欄には、申立期間当時、A社が使用していたものと推測されるゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、国庫金送金通知書が、申立人の当時の住所地に近い郵便局を払渡局として交付されていることが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、当該期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。